

2004 年度事業報告

事業報告

1 仲裁業務

2004 年 4 月 1 日から 2005 年 3 月 31 日までの間において当機構の処理した仲裁事案等は下記の通りである。

1) 競技者の申立に対し、相手方の競技団体が仲裁による紛争解決に合意し、審問が行われ、仲裁判断が下された事案

2 件 (馬術、障害者陸上競技)

2) 申立人が競技団体を相手方として、当機構に紛争の解決を依頼してきたが、競技団体の仲裁合意が得られず、仲裁手続に進めなかった事案

1 件

3) 申立人には当機構に対し仲裁申立の意向があったものの、相手方となる競技団体が仲裁に応じるという形式を避け、申立人と直接話し合っ問題解決したもの

1 件

4) その他競技者が競技団体のした決定を不服として、当機構に対し、仲裁申立につき電話等による問い合わせを行うか、または直接事務所を訪れたもの

8 件

2 スポーツ仲裁法研究会

スポーツ及びスポーツ法への理解を深めかつスポーツ法研究促進の一助とするため、当機構「スポーツ仲裁人候補者」を主たる対象として、スポーツ仲裁手続き、ドーピング等についての研究会を下記の通り 3 回開催した。

(記)

第4回

日 時：2004年7月24日(土) 10:30～12:35

場 所：岸記念体育会館4階会議室

出席者：仲裁人候補者 約20名

当機構関係者 4名

内 容：・ADR基本法について

山本和彦 一橋大学大学院法学研究科教授

・スポーツビジネスにおける法的問題の概観

山崎卓也弁護士(Field-R法律事務所)

石渡進介弁護士(Field-R法律事務所)

第5回

日 時：2004年12月11日(土) 13:30～16:30

場 所：金属労働会館(渋谷区桜丘町6-2)301会議室

出席者：仲裁人候補者 約40名

当機構関係者 4名

内 容：・当機構仲裁判断の事例分析

機構長

・スポーツ法として代表選手選考につき

確立しつつあると思われるルールの検討

早川仲裁人副幹事

・仲裁判断の傍論部分について

(参加者の意見交換)

第6回

日 時：2005年3月20日(日) 13:00～16:00

場 所：同志社大学寒梅館6階会議室

参加者：京阪地区在住仲裁人候補者 約10名

当機構関係者 2名

内 容：・当機構設立経緯 活動概要 関西での事案成立要件等

機構長

・仲裁事例(障害者水泳 障害者陸上)2件紹介、説明

野村美明 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

以上

3 スポーツ仲裁シンポジウム

当機構は、その業務開始以降約1年半余が経過した。この間5件の事案につき仲裁判断を下すなど、スポーツ仲裁を通じ、競技者の権利擁護あるいはスポーツに関するルールの特明確性・透明性を高める努力をしてきたが、ひろく関係者にスポーツ仲裁につき一層の理解を促すため（株）日本経済新聞社との共催によりスポーツ仲裁シンポジウムを下記概要により開催した。

（記）

スポーツ仲裁シンポジウムの概要

日時 : 2004年12月14日16:00～18:00
場所 : 日経ホール（東京・大手町）
主催 : 当機構、日本経済新聞社
後援 : JOC、日体協、日本障害者スポーツ協会、
日本スポーツ法学会、日本オリンピックズ協会
協賛 : ミズノ、ミズノスポーツ振興会、アシックス、デサント
参加者 : 約240名
内容 : 第1部 ・スポーツ仲裁概況

機構長

・仲裁判断を事例に則して紹介、説明
小寺彰仲裁人候補者幹事

第2部 ・パネルディスカッション（敬称略）
（競技者、指導者代表）
山本 博 田中 雅美
井村 雅代 山崎 浩子
（司会）青島 健太

以上

4 各競技団体への仲裁条項採択促進活動

当機構は、発足以来（財）日本オリンピック委員会、（財）日本体育協会、（財）日本障害者スポーツ協会およびそれ等の加盟・準加盟競技団体に対し、機会あるごとに当機構設立の経緯、概要、活動、スポーツ仲裁規則等の説明を行い、また競技者がスポーツ仲裁規則に従って競技団体のした決定に対する不服について仲裁を申し立てた場合には自動的に仲裁合意が成立し、紛争が迅速かつ円滑に解決するようにするための規則などの整備を要請してきている。

特に本年度は、日体協傘下地方体協に、当機構の事業、活動状況等について

一層の理解を得るべく働きかけていたが、偶々本年度都道府県体育協会連合事務局長研修会が3地区に分けて開催されるのを機に下記の通り3名を派遣し、当機構の事業説明および仲裁条項採択依頼等を行った。

11月10日	宮城県松島町	機構長
11月17日	大阪市	菅原哲朗専務理事
12月1日	鳥取市	上田宗良事務総長

因に本年度3月末における仲裁条項採択状況としては、採択済34団体、手続中9団体となっている。

5 仲裁人候補者リスト更新

仲裁規則第20条3項により当機構は仲裁人候補者を掲載したリストを必要に応じ随時更新することと定められている。機構発足時以降仲裁人候補者リストには33名が掲載されていたが、辞任希望、就任希望、関西地区在住者の増員の必要性等の事情に鑑み、11月1日付をもって、そのリストを更新、62名の仲裁人候補が掲載されることとなった。

6 「スポーツ仲裁規則」等の一部改正（第1次）

2003年度に行われた仲裁手続の実情を考慮し、仲裁規則の目的、適用、事務遂行上の諸手続、仲裁人パネル等に係わる諸条項についての改正の検討が5月14日の理事会において行われ、可決即日施行された。

7 「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」の制定

これ迄のスポーツ仲裁は、スポーツ競技またはその運営に関して、競技団体が行った決定について競技者等が行う不服申立のみを対象としてきたが、これに加えスポーツ全般に関連する紛争の仲裁へと対象を拡大し、一般的な仲裁業務をも行うこととなり、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」が定められ、9月1日より施行の運びとなった。(5月14日理事会可決)

8 「スポーツ仲裁規則」の一部改正（第2次）

「スポーツ仲裁規則」の対象とする仲裁の被申立人は、JOC、体協、障害者スポーツ協会及びそれ等の加盟・準加盟団体(NF)に制限されていたが、この対象を拡大し、日本アンチドーピング機構、各都道府県体協およびそれ等の団

体に加盟・準加盟している団体も新たに含まれることとした。(3月1日理事会
付議可決 2005年5月2日施行)

以上